

大崎市商店街活性化推進事業費補助金交付要綱取扱要領

(目的)

第1 この要領は、大崎市商店街活性化推進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき当該事業の取扱いについて定めるものである。

(対象事業)

第2 要綱第3条第1号に定める活性化推進事業費補助金の対象事業とは、まちづくり活動に関連する団体等が主体となり実施する ①商店街イベント開催事業（商店街の活性化を目的としたイベント等を開催する事業。売り出し等を含む）、②商店街魅力発信事業（HP 構築、マップ、情報誌制作等による、商店街の魅力発信を目的に実施する事業）、③商店街魅力向上事業（商店街の活性化を目的とした勉強会の開催、調査分析事業等）であり事業の実施回数は特に定めない。

- ① 商店街イベント開催事業とは、地区コミュニティ活動及び伝統・文化に依拠したイベント、並びに既存するお祭り（古川まつり等）を除き、まちづくり活動に関連する団体等が企画したイベントを通して、当該地区の継続的な商店街の活性化に寄与するための事業とする。売り出しについては 3 日以上実施する事業とする。

(補助対象経費)

第3 要綱第4条に定める補助対象経費は、別表に掲げるものとするが、そのうち需用費については「消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、賄材料費」の経費とし、参加者に無償で提供する飲食物の材料費や抽選会等の景品代については、地場産品と認められるものに限り、補助対象とする。なお、地場産品と認められるものについては、次のとおりとする。

- ① 市内の農業者が生産している農産物、農産加工品
- ② 市内の商工業者が製造している商品、発行している商品券
- ③ 市内の工人が製作している伝統工芸品
- ④ 市内の宿泊施設の宿泊券
- ⑤ その他これに類すると認められるもの

附 則

この要領は平成25年4月1日から施行する。

この要領は平成28年4月1日から施行する。

この要領は平成29年4月1日から施行する。

この要領は平成30年4月1日から施行する。